

見 積 依 頼 公 告

次のとおり、随意契約・オープンカウンター方式による見積合わせに付します。

令和2年5月29日

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 西田 正延

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 令和2年度京都地方法務局車両整備等請負業務一式(単価契約)
- (2) 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) そ の 他 見積書は、仕様書等及び「京都地方法務局オープンカウンター方式実施要領」(以下「実施要領」という。)を熟読の上、作成すること。

2 見積合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度法務省競争参加資格(全省統一資格)「役務の提供等」営業品目「車両整備」において、「D」以上の等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格として次の資格を有する者であること。
整備対象車種の道路運送車両法第80条による自動車分解整備事業の認証又は同法第94条の2による指定自動車整備事業の指定を受けていること。
- (5) その他、実施要領に定める条件を満たす者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197
京都地方法務局会計課用度係(担当 高橋)
電話 075-231-0185

4 仕様書等の交付期限

令和2年6月9日(火)午後5時15分まで

5 事前提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

- (1) 提出書類 見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
ただし、当局の随意契約登録者名簿に登録された者は提出を不要とする。
 - イ 「整備対象車種の道路運送車両法第80条による自動車分解整備事業の認証又は同法第94条の2による指定自動車整備事業の指定を地方運輸局長から受けていることを証する書面」の写し
 - ウ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為を

する者でない者であることを証する「誓約書（役員名簿添付）」

(2) 提出期限 令和2年6月10日（水）午後5時15分まで

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。郵送による場合は、必ず提出期限内までに必着すること。

(4) 提出場所 上記3のとおり

6 見積書提出期限、提出方法及び提出場所

(1) 提出期限 令和2年6月10日（水）午後5時15分まで

(2) 提出方法 実施要領に定める方法とする。

(3) 提出場所 上記3のとおり

7 見積合わせの日時

令和2年6月12日（金）午前10時00分（非公開）

8 契約の相手方の決定

見積書を提出した者であって、予決令第79条の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

9 見積書の様式

見積書は、当局が指定する様式とする。

10 見積書の記載

(1) 見積書には、見積者が消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、法定費用（自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料）を除いた額に、消費税及び地方消費税を加算した金額を記載すること。

なお、免税事業者の場合は、その旨を見積書提出までに申し出ること。

(2) 見積書の内訳は、以下のとおり記載し、見積書に添付すること。

ア 工賃(税抜き)

内訳には、自動車整備標準作業点数表に記載のない項目（車両の回送費、車検代行手数料及びその他）の「①工数」を見積もり、それらに「②予定回数」を乗じ合算（③予定工数）したものに、仕様書に記載された「④同点数表に記載のある項目」の工数を合算して総工数（⑤予定工数合計）を求め、それに見積もった「⑥1工数当たりの単価」を乗じた合計金額（1円未満の端数は切り捨て）（⑦工賃計）を記載すること。

イ 法定費用

車両ごとに必要な費用を算出し、それらの合計金額を記載すること。

ウ 部品代の総額(税抜き)

部品代の総額は、部品ごとに単価を見積もり、それらに予定数量を乗じた合計金額（1円未満の端数は切捨て）を記載すること。

11 契約保証金

免除する。

12 見積書の無効

本公告に示した見積合わせ参加資格のない者のした見積り並びに見積合わせに関する条件及び実施要領に違反した見積りは、無効とする。

13 契約書作成の要否

要

14 詳細

仕様書による。